

第3回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成27年11月26日（木）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成27年11月26日（木）午前11時5分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 6 番 治徳 義明君 7 番 原田 素代君
10 番 北川 勝義君 13 番 岡崎 達義君 15 番 小田百合子君
- 5 欠席委員
4 番 保田 守君
- 6 事務局職員出席者
主 幹 黒田 未来君 主 査 青木 智彦君
- 7 協議事項 1) 平成28年度の予算要求について
2) 市長への調査項目について
3) 執行部への資料請求について
4) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（小田百合子君） 皆さん、おはようございます。

これより早速第3回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を開会いたします。

その前に、保田委員が欠席という連絡が入っております。

それでは、これから協議事項に入ります。

1番目の平成28年度の予算要求についてを議題とし、これから協議を行います。

お手元の資料、平成28年度映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会予算案をごらんください。

これですけど、お手元にありますよね。

28年度の調査経費について、金額の内訳を案として提出しておりますが、お手元にありますか。

この調査経費については議決が必要となります。来年度の当初予算に計上する関係上、この12月議事に調査経費の決議案を提出したいと思っております。

委員さんから何かありましたら御発言をお願いします。

○委員（原田素代君） ちょっと教えてください。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前はたしか、80万円。

○委員長（小田百合子君） 3月までの分は80万円でした。

○委員（原田素代君） これは、ごめんなさい。28年度の方ですね。

○委員長（小田百合子君） 8年度。

○委員（原田素代君） 要するに、じゃあ80万円の後の……。

○委員長（小田百合子君） はい、そうです。

○委員（原田素代君） 新たな請求ということが……。

○委員長（小田百合子君） 当初予算になるので、12月に議決しなければいけないんです。

○委員（原田素代君） これは、どのぐらいを根拠に数字を入れたんですか、4月以降の。弁護士との接見費用とか。

○委員長（小田百合子君） これは、今までの……。

○委員（原田素代君） 9月まで。

○委員長（小田百合子君） いや、そこまで行ってません。4月、5月、6月、場合によっては7月と、要するに最後に……。

○委員（原田素代君） 報告書。

○委員長（小田百合子君） 報告資料をつくりますから、その報告書の作成費用を30万円と見込んでおりますけれども、それ以外は大体このくらいであろうという計算をしております。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。結構です。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 一覧を見させていただきまして、報告書作成費用30万円というようになってますけれども、この辺の根拠を、少し高いのかなと思ったりもするんですけども。

○委員長（小田百合子君） これは、市全体に配布する報告書ですから。

○委員（治徳義明君） はい、わかりました。

○委員長（小田百合子君） ほかにありませんか。

なければ、それでは平成28年度の調査経費について103万6,000円以内ということで、決議案を提出することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、平成28年度の調査経費について103万6,000円以内ということで、決議を提出することに決定いたしました。

続いて、2番目の……。

○委員（北川勝義君） ちょっと。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 委員長、どういう意味。103万6,000円以内でしますというて、103万6,000円を決議したというのを出すんじゃねん、経費。以内といたらおかしいことになるんで、103万6,000円を出すんじゃねん。今そねえに聞こえた、違うたんかな。そう言われたと思うて、以内というて。

○委員長（小田百合子君） 以内ということは、恐らく……。

○委員（北川勝義君） 違う違う。以内というたら幅があつてえんじゃけど、使うんじゃ、そういうやり方でえんかな。103万6,000円決議するというんでえんじゃねえかなと思つて。以内じゃつたら何か余る、何かおかしい話というんか、ちょっと今そう思うたんじゃけど。ぴちつと。

○委員長（小田百合子君） 細かく計算したので、そういうふうになりましたけども。

○委員（北川勝義君） いや、えんじゃけど。委員長、副委員長と事務局が相談してこのくらい要るんじゃねえかというんでやられとんで、それに異議を言よんじやのうて、以内言うたから以内というたら何か何千万円という変な話になるんかなと思つて。言葉尻をつかみよんじやねんじゃけど。じゃから、決議出すんじやつたら103万6,000円だけでいいんかなと、以内というのを言わんほうがええんかなと、どんなかなと。僕わからんの、今の。今ちょっとそう思うただけで、別に。

○委員長（小田百合子君） どう思われます。

そうしましょか。ちょっとおかしいですよ、決議案として出すわけですから。

○委員（北川勝義君） そう思うだけ。

○委員長（小田百合子君） だから、きちつと103万6,000円ということで決議させていただき

ました。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議会事務局主幹（黒田未来君） 上限額を決めた。

○委員（北川勝義君） 使わんでもええわけじゃ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。

○委員（北川勝義君） 以内で使うということか。

○副委員長（佐々木雄司君） 気持ちを言わせていただいただけで。

○委員長（小田百合子君） それでは、2番目の市長への調査項目についてを議題とし、これから協議を行います。

今度は、お手元に置いてあります11月26日予定と書いております市長への調査項目についての項目を、今現在5項目出しております。それを見ていただきたいと思いますが、これは前回11月6日の委員会において、皆さんから御意見をいただいた分をきっちりと議事録を精査した上で、これでいいのかなというふうに私のほうで列記させていただきました。加えて、これにまだ何か必要であれば、きょう御協議いただきたいと思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 幾つか細かく私が前回問題意識を出したものを要約されたものだというふうに理解した上でなんです、大づかみに立ち上げてらっしゃるので、その項目に従って質問が出されればいいのかと思うんですが、ただ1点、この製作実行委員会の件ですけど、3つ目の丸の。このうったての仕方が、置いた理由の説明ということで、ちょっと狭いと思うんですよ。確かに、まずこれは大事なんです、製作実行委員会の実態もしくは製作実行委員会が、これは大事なことだと思ったんですけど、いわゆる5,400万円を集金しなければいけないことについての、場合によって集まらなかった場合の瑕疵担保というか、協定を結ぶという話を原田部長がしてたと思うんです。まだ間に合ってませんと、つくる予定ですと。その辺のことも考えると、製作実行委員会の置かれてる状況が大変重要なポジションになると思うので、置いた理由というふうにしちゃうと、ちょっと狭くなるなど。だから、置いた理由も含めてですけど、もう少し製作実行委員会が5,400万円を集める役割を果たすところですから、それがどういう立ち上がりをして、どういうふうに機能されていて、そしてもし瑕疵担保責任というか、お金が集まらなかった場合、エネットと松竹との契約の際にどういう負担をこうむらなきゃいけないのかという、ちゃんとした決め事もしますというふうに言っているながら、まだできたという報告は聞いてないので、製作実行委員会のことは幾つかに分けるか、製作実行委員会についてにしちゃうか、そこをちょっと確認したほうがいいなと思いました。

○委員長（小田百合子君） じゃあ、置いた理由についてということにさせていただいたほう

がいいですかね。

○委員（原田素代君） はい、よろしいですか。

○委員長（小田百合子君） 御意見なければそのようにかえさせて……。

○委員（原田素代君） いや、意見あります。

○委員長（小田百合子君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） いや、理由についてだけでなく、だから主語がもう置いた理由というふうに書いてしまうと、置いた理由からの質問になっちゃうので、そうではなくて、製作実行委員会そのものの機能、位置づけ、今まで果たしてきた役割、そういったもの全体について聞かないと、いざ何か問題が起きたときに副市長が入ってるものですから、赤磐市としての何か瑕疵担保が出てくるようなことになりませんかということの確認をするのも、この製作実行委員会しかないと思うんですよ。お金を集めるのここですから。だから、ちょっとその間口を広くしていただきたいということです。

○委員長（小田百合子君） それでは、企画課に置いた理由、で中ポチ入れて、役割などについてというふうにしましょうか。

○委員（原田素代君） そうですね、そのぐらいにすれば含まれると理解していただける。

○副委員長（佐々木雄司君） など、もしくは等々。

○委員長（小田百合子君） ほかにありますか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） もう一度はっきり3番目言うてください、ちょっと書きますので。

○委員長（小田百合子君） 3番目、今の。

○委員（治徳義明君） 先ほど変更した箇所。

○委員長（小田百合子君） 総合政策部秘書企画課に置いた理由・役割等についてと。

これは、一応質問項目を市長のほうに差し出すつもりでやっております。ただし、この委員会に来ていただいて後、それについての質疑はできますので。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ここには5項目を上げてますよね。先ほども「・役割等について」というのを加えましたけど、これに関連する事項は市長に対して聞いてもいいわけですよ。

○委員長（小田百合子君） そうです、質疑ができます。

○副議長（岡崎達義君） できるわけですよ。ですから、ここへ5項目ありますけど、これに関連することは、この5項目以外のことでもいいということですよ。

○委員長（小田百合子君） はい、そうです。

○副議長（岡崎達義君） わかりました。

○副委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） そういう内容を市長のほうにお渡しして、この内容でお尋ねしますよというような形をとっていただくのであれば、5番目、協賛金、寄附金の授受の方法を詳細に説明の部分の方法の後に、先ほどの3番目の項目と同じように点を入れていただいて、内容などを詳細に説明ということで加えていただいたらどうかなと思うんですが。

もう一回読み上げます、頭から。協賛金、寄附金の授受の方法、内容などを詳細に説明を求めると。

○委員長（小田百合子君） 「内容などを」を入れるわけですね。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（小田百合子君） どう思われますか。

○委員（原田素代君） いいと思います。

○副委員長（佐々木雄司君） 授受の方法。

○委員（北川勝義君） ちょっとええかな。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 何かようわからんのじゃけど、何が目的でやりようるんか、ようわからん、どんななるん。これ書いとる、例えば今言うた協賛金、寄附金の寄附金という言葉は使うてねえと思う。まあえんじゃけど。協賛金、寄附金の内容、方法を詳細に説明せえというんじゃけ、内容をせえということやじゃん僕は別に、同じこっちゃと思うた、そう書かんでも。それから、さっきの原田委員が言われた3番で、役割等についてというけど、これはもう当然聞きゃあええこっちゃから、含まれとる話じゃねえかと思うんで、物すごい1個ずつ聞くのを全部出しようというんかな、個々に。そんな必要、僕はもうのうて、最初の委員長が出した、この分じゃな、これで網羅しとると思うんじゃ。詳しく書き過ぎるんかなと思うて。言うたらほかのとも詳しく書いとるとこ以外は聞けれんのんかなと思うて。今、岡崎副議長が言うた質問、質疑はしてもえんでしょ言うたんじゃけど、それでえんじゃねんかなとちょっと思うたんじゃけど、どんなんかな、それ、書き方が。

○委員長（小田百合子君） 質疑はできます。

○委員（北川勝義君） 今そう思うた。それでえんかなと思うて。

○委員長（小田百合子君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 今、北川委員のほうから御指摘のありました内容について、私なりの私見でよろしければ御説明を申し上げておきたいと思うんですが。

要するに、相手のあることでありまして、相手が答弁を拒むということも十分考えられるわけでありまして。答弁を断れる理由として、ここに書かれていないじゃないかというようなことを理由にされた場合困るので、範囲を広げて書いておきましょうと、余り限定的に書いて個別具体的に書いてしまったら、これについて聞きますという内容になってきます。通告という

か、相手にこういった内容で聞きますからということで、通知するというものですから、用意してきておりませんかという話になっても困るので、範囲を広げましょうというような今議論をしているように感じております。

よろしければ、お加えいただいたら助かります。

○委員（北川勝義君） ちょっとよろしい。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 言わんしょうることわかっとなんじゃけど、百条委員会じゃから、そりゃ拒むとかじゃのうて、やられにやいけんこっちゃろうから、やるんじゃったらと思うただけで、そこまで言われるんじゃったら信頼関係が一切のうなるんかなと、これ質疑をしてもええという話をしたんじゃから、僕はそれでえんかなと思うた。相手もええわな、詳しく書いてあげときゃ、これを。逆に言うたら、これ以外のことを聞いたら、今度は書いてねえことを聞いたら、聞けれんようになるんかなと思うて、逆に。今、岡崎副議長が言うた質疑のほうか、聞けるんじゃから、ちょっとそう思うただけのこと。

どちらでもよろしい、そりゃ。

○委員長（小田百合子君） 何にもなしでの質疑が困るので、一応これだけのものを通知しておいて、それについてということで。そしたら、なるべく「について」というふうに直しましょうか、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） ほかにありますか。

○委員（原田素代君） ちょっとよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（原田素代君） 確認ですが、今回はあくまで市長に対しては参考人としての事情聴取というんでしょうか、どういう形になるのかな。いわゆる法的拘束力のない分だと思ってよろしいんですね。

○委員長（小田百合子君） 証人喚問と違って、この委員会に参考人として事情を聞かせていただくっていうことで。ですから、これに市長が肉づけしようとなんをしようとなんに対して委員の皆さんから発言していただいたらそれに対してその場で市長が答えるという、そういう形になると思います。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、決議のときに5項目出されて、その5項目を委員会が立ち上がったわけですから、過去に本議会でやっとなんやってないとは別問題として、一から説明をしていただくという形、5項目に対してしていただくという意味合いでよろしいんですね、市長のほうに、一から。

○委員長（小田百合子君） 市長の答え方がどうであってもいいと思うんです。要するに、証人喚問する以前に……。

○委員（治徳義明君） ですから……。

○委員長（小田百合子君） 市長のほうからもある程度自由に発言していただきたいということで、こういう形にしております。

○委員（治徳義明君） はいはい、わかりました。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） この調査項目とは別になるんですが、ということになりましたら、市長に百条委員会、9月29日に立ち上がって少し日数もたっております。いろいろなメディアに露出されて、いろいろ御本人もおっしゃられているようでありますけども、改めてこちらのほうに委員会にいらっしゃるわけですから、現在の心境等々も含めまして一度発言の機会を与えてあげたらどうかと思うんですが、5項目の項目が立ち上がってるわけですから、それに対してどのように思っているのかということも与えてあげたらいいのかなと思ったりするんですが、どんなでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 要するに、市長御自身の意見を言ってくださいということで求めようとは思っております。

先ほども言いましたように、事細かに何々を聞きますということで、それ以外のことは聞きませんじゃないんですから、少なくとも今ごらんになっていただいている5つの項目は順番にとかそういうことじゃなくて、まず今回はこれを説明していただくという、そういう思いでやっております。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） ということになれば、これも余り言わなくてもいいのかもしれないんですが、②市長への調査項目についてを市長への主な調査項目についてとかですね、細かいことですが、書いといてあげたらどうなんでしょうか、そこまで必要ないですかね。

○委員長（小田百合子君） どうですかね。市長にはある程度口頭でこういうふうに運びますよということはお知らせしておこうと思います。ですから、そんなに事細かには、あとは皆さんが考えて質問していただければいいんですし。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先般、第2回百条委員会の後、きょうも来られてるテレビ報道を見させていただきましたけども、市長も真摯に答えていきますというようなお話もインタビューされてましたので、余り細かくしなくても真摯に答えていただけるんだらうと、こういうふうには思ってます。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） もうこれで十分だと思います。それと、赤磐市の決議案ですね、出したときの、百条委員会を立ち上げるときに。決議案の調査事項の5項目ですか、これを逸脱しない範囲で聞けばいいわけで。ですから、もうこれで十分だと私は思います。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 百条の本旨というか趣旨は、執行部が行政に事務上の瑕疵が認められたことに対して、地方自治を担う両輪である議会がそれに対して精査をしてただすというのが本旨だと思うのです。じゃあ、今回の百条で何が瑕疵なのかといった場合、具体的に言えば、いわゆる法的にも、それから赤磐市の倫理条例にしても、逸脱行為があったではないかというところが始まりだと思うのです。だから、そこを私たちがきちんと精査をして、それは間違っているのではないか、いや間違っていないのだという、その調査で明らかにするものが今回の目的だということをやっぱり最初に確認しとくというのは大事だと思うんです。要するに、この5項目というのは、それらが明らかになったときさかのぼると、これはどうなら、あれはどうならというのが出てきた5項目になったわけです。きっかけは、やっぱり入札業者に寄附行為を求めることはいけないことではないかということから始まっているということ、最終的にはこれの行為は正しくないではないかということだと思うんですね。このことを明らかにするためにさかのぼると、何かいろいろと不手際があって、議会に対して信頼関係を失うような行為が重なってきたではないかと、そういう流れを明らかにしていくというのが目的だと思うので。要するに、きちんと何がきっかけになって、何が原因になってこの百条が立ち上がったかというのは、市長に対しても私たちの認識はこうですよということはお伝えした上で始めるというほうが、何か細かいところをえぐり出すというか、つつついてみて目的は何だったのかということにならないかなという思いも一方であるのです。だから、百条の目的そのものがそこに行くのですと、違法行為に、コンプライアンス違反になるかならないかということが焦点なんだということが、ここや、それから市長初めとして執行部もそういう共通認識で百条が進むというふうに最初の整理をしておく必要はないのでしょうか。私はしたほうがいいのかなと思っています。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 原田委員のお話にも私もすごく賛同できるというか、同感の部分というのがあります。というのが、マスコミさんに対するコメントであるとか、あといろいろなどころの市民の方であるとか、市民じゃない方に対して、この百条委員会のことについてお問い合わせをいただいた際に、市長がこんなふうに言ってたよというものが風のうわさで漏れ

聞こえてきて、私の耳に入るような機会もあるんですが、いずれにしても、当事者意識という
ようなものが非常に薄いと、自分がどういうお立場になっているのか、そのところがわかって
いらっしやらないので、余り説明責任というようなところにも考えが及んでいらっしやら
ないのかなというふうに考えるところがあるんです。ですから、御本人のお立場といいますか、
という誤解が生まれる表現かもしれないんですが、今あなたはどいったところに立ってい
らっしゃるのですよというところをはっきりと教えてあげて、それがなかったら真摯にも何に
も受け答えができないと思うんです。何か他人事で、何か小首をいつもくいくいと、何でそ
んなことを聞かれるのかな、どうしてそんなことを言われるのかなというようなことがいまだ続
いているように思います。百条委員会が立ち上がっているのにもかかわらず、御本人の為政者
としての行動について疑義が議会のほうから生じられているのにもかかわらず、そういったぐ
あいにおっしゃられているというのは、やっぱりこういうことなんですよということを御本人に
お伝えしてあげる必要があるのではないのかなと、私も同感です。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 証人喚問じゃないんですから、参考人として市長に出てきていた
いで、ここでお話を伺うということですから、それほど事前にいろいろ話をするとか、そうい
うことは必要ないんじゃないかなと思うんです。ですから、先ほども言いましたように、決議
案の調査事項を逸脱しない範囲で、ここへ書いてる調査項目についての範囲、あるいはそれに
関連する事項というのを市長にお尋ねすればいいんじゃないんですか。それで、どうしても疑
問点が出てくれば、今度は証人喚問ということになるんでしょうけど。まず、とりあえずは出
てきていただいて、その間の経緯もいろいろとお聞きすると、いろいろ個人情報保護とか、
そういう面でお名前を出せれない部分もあるでしょうけど、そこは市長とその方の信頼関係と
いうのもあるわけですから、とりあえずそういう喚問の前に参考人として市長のいろいろな今
までの経緯をお聞きするということが十分じゃないかなと思うんですけど。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、では次に佐々木副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 今、岡崎委員のほうがおっしゃられた内容について、私も疑問
点がありまして、私の知り合いの弁護士などにお尋ねをしてみました。守秘義務関係の話なん
ですが。確かに個人情報というのは守らなければなりません、ただ、一回市役所に入ったも
のというのは市役所の中で行政書類として存在するものになっています。そういったようなも
のに、この百条委員会についてはやむを得ない理由がない限りは公表しなければいけないとい
うことなんです、そのやむを得ない理由というのが守秘義務というものが抵触する場合、本
当にそれは守秘義務に値するものなのかどうなのかというのは、別に精査が必要ですよとい
うことであります。裁判所などの判例といいますか、判断というのは往々にしまして、例えば、

今裁判が進んでいて、その名前を公表されると裁判に影響が出るような場合、あるいは警察や検察のほうで調査、捜査のほうが進んでいて、その事実が公表されると捜査に影響が出るような場合、これは著しくほかに影響を及ぼすような可能性があるので守秘義務として保護していただきたいと、こういう内容でありますけども、そのほかのものに関してどこまでプロテクトをかけるのかというのは、行政書類である以上やむを得ない理由なのかどうなのかというのは、我々委員会のほうに委ねられているのではないのかなと。そういったぐあいのアドバイスも私はせんだっていただいたところでありますして、守秘義務関係の概念といたしますか、取り扱いというものはどういったぐあいにするのか、一度みんなで情報の共有といたしますか、価値観の共有です、これは必要なのかなと思ったりもしておりますけども。

○委員長（小田百合子君） 証人喚問の場合は、事前にまたそういったことで気をつけなければならぬことを弁護士さんのほうに御相談するようにいたします。

まずは、市長の御意見を聞いて、そこに委員会として質問することがあれば質問をする。

これでよろしいでしょうか。もし、つけ加える必要があれば、項目をふやす必要があれば、今お聞きしますけれども。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 先ほどの発言は、市長に対する質問項目のことではないのです。まず、ここの中の認識として、さっき申し上げた目的は何かというところを共有しておいたほうがいいと思うんです。それを共有した上で、市長に対して質問する場合、やっぱりそういう問題意識で質問していくというのは重要なことだと思っております。

それから、今後の証人喚問に至るに当たっては、また改めてこちらの認識を市長に伝える必要はあると思います。

だから、今回の事情聴取の中で、先ほど私が申し上げたことを改めて明らかにすることは私も特別こだわりません。

以上です。

○委員長（小田百合子君） いいわけですね。

○委員（原田素代君） はい。

○委員（北川勝義君） ちょっとよろしい。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） どうも資格審査にしても百条にしてもようわからん、逸脱していきようなことを。やっぱり、法的に基づいてやられりゃええと思うんで、5項目のことを決議して本会議で決定されたんじゃから。さっき副議長が言った話じゃねえ、5項目のことをして逸脱せんようにやられりゃええと思うし。それから、佐々木副委員長が言われた誠意あるのを答えていただかにゃおえんし。それから、これが最初から、今原田委員の言われたことに意

見で、全員でこれを決定しなくてはいけないという考えを委員に押しつけられたら困ると僕は思うとんで。僕は個人的に言うたら、前回のときも言いました百条委員会をすべきじゃないと、間違うとると思うとる。しかし、議会で決定したことはやらなくてはいけないというこつてやとんで、この中の意見として言わせてもろうたりする、無理に反対するとか、そういう意味じゃのうて、聞かせてもらいてえことは聞かせてもらう。それでやるのに、全員の考えを委員が全部初めからこれに締めつけられるというのは、委員個人のことなんで、それはいかなもんかなと委員長、思いますんで。それは考え方を聞くことにどうこういう話じゃねんで、内容的のを。それをとつときたいというのはちょっと、委員として私は反対です。

そのことについてだけです。

○委員長（小田百合子君） 必ず全員が一致した気持ちでやるっていうことではないという御意見ですね。

○委員（北川勝義君） そうそう、そういう意味で、違うとか言うんじゃのうて。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 個人の感情という部分は、それはいろいろあると思うんです、お立場もあるし。ただ、法的に百条というのはどういう役割を果たすのかという共通認識を持たないと。逆に言うと、この百条の方向が右や左やいろいろそれぞれの思いで動くようになってはいけないのではないかとということです。だから、自治法上の百条のうったてが何か問題があったときに議会の権限で執行部にいけるということと……。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

○委員（原田素代君） 問題がどこにあったかということは、ここで最低限確認しないと、じゃ何を調査するののかっていう話になりませんかということなんです。

○委員長（小田百合子君） それについて、ちょっと私からも意見を申し上げますけども、一番最初に百条委員会に至った経緯という、これを皆さんに確認していただいた上で公にもしております。ですから、これにどなたも反対もなく、これでやっていこうというふうに言われているわけですから、これでそれ以上のことは原田委員、よろしいんじゃないかと思えますけども、いいですよ。

市長への調査項目について、ほかに御意見がなければ次に移りたいと思えますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、今後執行部に求める資料として、一応読みます。

協定書と覚書。2番目に協賛金、寄附金の管理口座。3番目に事務手続にかかわっている人員リスト。4番目が製作実行委員会の新規約ということで資料請求したいと思えますが、ほかに何か請求したほうがいい資料はないでしょうか。

これも前回の11月9日の委員会において皆さんから御意見いただいたものをまとめたもので

す。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 総務委員会でのこの議案について相当議論をされてるんだろうと思うんですけども、インターネットで検索してください言われたらそれで仕方がないんですけど、その資料をいただくというわけにはいかないでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 私のほうから映画に係る議事録から、ずっと前の分から、特に総務委員会ですから拾ってもらっております。もうできてると思いますけれども。

○委員（治徳義明君） いただけるんですか。

○委員長（小田百合子君） 次回、細かいことを詰める段階では皆さんに差し上げたいと思って用意しております。

ほかにありませんか。

岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 2番目の協賛金、寄附金の管理口座というあれが載ってますけれども、これは個人名とか一般企業名が入ってくるんじゃないんですか。これはちょっと差しさわりのあるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうお考えか。

○委員長（小田百合子君） 実は、これは弁護士と相談して、それがいいことには何も始まらないであろうという弁護士の御意見でしたので。私どもも調査するのにおいて必要だと思います。

○副議長（岡崎達義君） 調査上、差しさわりのないということですね、全く。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 法的に問題はないということで、承知しておけばいいですね。

○委員長（小田百合子君） はい、大丈夫です。

○副議長（岡崎達義君） はい、わかりました。

○委員長（小田百合子君） つけ加えれば、出してはいけない個人名のところは黒で潰していただくとか、開示の方法はこちらからもある程度は認めようということで調整したいと思いません。

○副委員長（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） それは、出したくない資料に対して墨塗りを塗るような形になるので、ちょっと僕はいかがかなと思ったりいたします。ですので、とりあえず出していただいて、不要なものはこちらの委員の権限において守秘義務関係でこれは除外して考えるとかというふうに、真摯に答えていただけるということでもありますから、そこは信頼関係の部分でお出しいただいたらいいんじゃないかなと思ったりするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 皆さん、どう思われますか。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） それは、もう向こうの判断で出してきた結果を私たちが議論すればいいことで、出してくださいという以上、向こうがどう判断するかですから。出してきた結果をまた改めて勧告すればいいわけですから。もうそれ以上ではないと思います。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕は弁護士と相談せられたという委員長が言われた、それは委員長に弁護士とかというのは決められるのはお任せするという言うところから、それに反論するんじゃないけど。今、初めて聞いて、決まったんじゃないって決まったというて、何々弁護士さんじゃないというて言うてもらえなかったと思うんじゃないけど、わからんじゃないけど。たまたま言うたんが、弁護士と相談して問題ないというて、弁護士はやっぱり十把一からげ、ぎょうさんおるから、前も百条委員会で弁護士の言うことは信用できんというて、こうやられよった人も僕は記憶あるから、議事録とつてもあるから。やっぱり、一人の弁護士に決まってくる、それが間違いとか言よんじゃないやありませんよ、ねんじゃないけど、決められてええんじゃないけど。さっき言うた個人名のことが出てきた、僕は別に構わんのじゃないけど、出たら、例えば一つの組織の、別のある組織の例ですわ、例えば滞納があるとか、何かありますわな。この委員会には配らせていただきますと、これを配らせてもらいます。委員会が終わったときには回収させていただきますというて回収する場合もあるんです。メモとるとか、頭の中へ記憶するのは仕方ねえかもしれないけど、これを執行部とか、例えば委員会のほうへ配付しても、これについてはできましたら、いや絶対要るんじゃないというたら別じゃないけど、回収させていただきますというのを委員長が皆さんに承認得てやられて、それから今副委員長が言われた、僕は原田委員も言われた、同じ、出すほうのを見てやらにゃおえんけど、結果黒塗りがぎょうさんあったんじゃ、公開、いろいろやってみても黒塗りだけじゃたら意味がねえ場合があるし、それじゃたらもろうても意味ねんでしょ、極端な話したら。するんで、もし許せるんなら委員長、副委員長に任せるというたら、委員長に任せるというたら言い方がおかしいんじゃないけど、お話を出せるところまで出していただいて、僕が前に言ようる最終的のときには委員会終了後には引き揚げさせていただきますというのも一つの方法論じゃないかと思うんですよ。かえって、さっきの原田委員が言うた黒塗りがぎょうさん出とったら全く前へ行かなんだというのも一つのことになるんで、いや、そうじゃねえよ、佐々木委員が言われたように全部開示して出してあげますというたら、さっき原田委員が言われた相手のことがあるんで、そこのところ何かお話をすりゃまたええんかなとちょっと思うんで、お任せするんですけどね。ただ、弁護士がええとかどうこうじゃのうて、弁護士に相談もじゃないけど、我々委員会のほうで出していただきましょうというんで副議長も言われた問題ねえというて、委員長も相談されて言われるんじゃないってたら、その辺ぐ

らいでやらせてもらったほうがええんじゃねえかなと。相手の出方というんで、別にどっちがええというのは、まだわからん間から言う話じゃねんじゃけど、ちょっと今そう思うたんで。

○委員長（小田百合子君） わかりました。

どうぞ、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 求めて、出さない場合は出せない理由を言われるでしょうから、それは原田委員が言われるように審議していけばいいことなんだろうと思います。

○委員長（小田百合子君） まだありますか。

○副委員長（佐々木雄司君） いいです、大丈夫です。

○委員長（小田百合子君） それでは、一応全部出していただいて、こちらでチェックした上でどう扱うかということを決めさせていただくということで、とにかく黒塗りなしのものをまず出していただくという、それで決めさせていただきます。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） それと、どうしても個人名で差しさわりのある場合は秘密会にしてやったほうが前に進むんじゃないかなと思いますので、そのあたりも承知していただければと思います。

○副委員長（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。

はい、副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 今、個人名の名前があちらこちらから出ているんですが、私、実はこの個人名というようなものに非常に警戒感というか、危機感というものを持っておりまして、というのが、今問題になっておる地方財政法4条の5、あるいは官製談合の温床になっているのではないのかという疑義の中で、入札業者さんの名前がそこに記載されていたんでは、入札を受けている、あるいは参加している、公共事業に参加している、した、公共事業の受注を受けたというようなところからのお金の授受ということになると、問題が起きるかもしれないからということで個人の名前になっている、もしくはわしの名前はおえんから親戚の名前にする、子供の名前にする、おじいちゃん、おばあちゃんの名前にする、おじいちゃん、おばあちゃん調べてみたら施設に入っている、認知症でそんな話もわからないというようなことも、もしかしたら名義飛ばしみたいなものである可能性もあるんです。この場合は非常に悪質なものではないかなというふうにも考えたりしますので、個人名のものというのは、私は非常に重要に取り扱うべきではないかなと思っております。今、方向性が企業の協賛金というようところに目が向いているんですけども、個人のものに至るまで厳密に出していただいて、私自身としては非常に興味があるので、その個人がどういう個人なのか、本当に実在する個人なのか、どうなのかというところまで、本当にお話を認識した上でお出しになられているお金なのか、そのお金はどこからのお金なのか、そんな大きなお金を個人が出せるのかとか、そう

いったようなところまで総合的に判断させていただきたいなど、私個人的には思っているので……。

○委員長（小田百合子君） 余り個人的には。

○副委員長（佐々木雄司君） 思っておるので、ですから……。

○委員長（小田百合子君） 委員会としてやるんですから。

○副委員長（佐々木雄司君） ぜひ求めていただきたいなというふうに思っております。

○委員長（小田百合子君） さっき、何人かの方の御意見にありましたように、黒塗りなしで一旦全部出していただくということは、もう決めてよろしいですね。

○委員（北川勝義君） じゃから、お話しして。

○委員長（小田百合子君） ほかはありますか。

○委員（原田素代君） じゃあ、ちょっと済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、どうぞ。

○委員（原田素代君） 次回、こういう形で参考人の事情聴取をするわけですけど、その根拠となる議事録であるとか、資料はどの段階で私たちが入手できるかということです。要するに、3番目には今後求める資料になってますよね。今後求める資料を持って市長の参考人質問をするということになります。

○委員長（小田百合子君） ちょっと違います、いいですか。

○委員（原田素代君） お願いします。

○委員長（小田百合子君） 私がさっき言った議事録云々というのは、総務委員会や本会議や、そういう中で映画製作に係る部分の議事録を事務局でまとめていただいています。議会のものでありますから。ですから、それは次の委員会なりで皆さんのお手元にお渡ししたいと思っております。

はい、原田委員。

○委員（原田素代君） だから、その時系列の確認なんです。要するに、次のときに、最後になるんでしょうけど、市長の参考人招致をいつやって、それと今おっしゃる議事録がいつ来るのか。要するに、参考人招致のときには議事録があるのかどうかを聞いてるだけです。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時49分 再開

○委員長（小田百合子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

きょう、ちょっと部数のコピーが長くかかるということで、あした総務委員会関係の抜粋した議事録はお渡しできます。あした本会議ですから。その後、本会議などや決算委員会などで出た分は、でき上がり次第また皆さんにお渡しするというところで。

では……。

○副委員長（佐々木雄司君） そのほかで、はい。

○委員長（小田百合子君） ちょっと待ってください、まだ行ってない。

○副委員長（佐々木雄司君） 執行部の資料の中で、項目外のほうでちょっと。

○委員長（小田百合子君） はい、提案どうぞ。

○副委員長（佐々木雄司君） 濟いません。今後執行部に求める資料の中で、追加でお願いしたいと思うのが、製作実行委員会に関する事務書類、製作実行委員会の中で事務書類を作成しているはずなんです。もしかしたら、この名前で出金伝票であるとか、いろいろなものの経費精算が行われている可能性もありますので、この事務書類も同時におとりいただきたいと思います。

事務書類全てということ。

○委員長（小田百合子君） 全ての範囲は考えてくれますか。全てといっても映画製作に係る事務書類の全てということですか。

○副委員長（佐々木雄司君） 製作実行委員会名の事務書類全てです。

○委員長（小田百合子君） 委員会名ですね。

○委員（治徳義明君） 実行委員会の議事録という意味合いなんですか。

事務書類も含めて議事録も。

○副委員長（佐々木雄司君） 総合政策部のほうで製作実行委員会が総合政策部の中にありますよね。総合政策部の中で総合政策部として行っていないものがあると思うんです。それは、どういう名称なのかなと考えたら製作実行委員会名なんだろうと、だからその部分というのはいただきたいということ。

○委員長（小田百合子君） それを求める資料に追加することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、それを……。

○委員（北川勝義君） 委員長。

○委員長（小田百合子君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） どういう意図で言われようかというのは大体わからんこたねえ、解釈わかる。事務書類の全てを製作実行委員会に出せというたら、これこそ執行権のほうの話じゃから、事務書類じゃのうて出していただくもんはこういうもんを出してくれというようなことで、いや全て出せというて言うたら、議事録ある言うたらええんですよ、会議録。そうじゃなかったら全部はなかなか、これは膨大なというんか。それで、言われてこんだけですよと例えば言うたとしましょ、10回しとってからこれだけですよと2回分しか出さん、それだけのもんじゃが、もんじゃが言うたらおかしいけど、信頼関係じゃけど。僕はここまでは、皆さんが書類くれ言うんじゃったらそれでええんじゃけど、そこまでしようたら、雑文書までみんな

出せという話になっしもうて、精査するんも大変なことになるんかなとちょっと今思うて、僕は必要ねえと思うけど、皆さんがそりゃどうしても出せ言うんじゃったら出してもらやええけど……。

○委員長（小田百合子君） いいですか、北川委員。

○委員（北川勝義君） 僕はそう思いました。委員長が先ほど言うた全てじゃなくてもいいでしょというて言うた言葉と同じような解釈なんですよ。

○委員長（小田百合子君） この委員会は、執行権にきちんと介入して調査をする委員会ですから……。

○委員（北川勝義君） わかっると、そんなことはわかっると。

○委員長（小田百合子君） そのところは判断……。

○委員（北川勝義君） ちょっと、ちょっと、委員長。

○委員長（小田百合子君） はい。

○委員（北川勝義君） そんなことはわかって言よるけど、やりようするときの。じゃから、僕さっきも、こんなことむきになって言うことじゃねえ、百条委員会設置のことについては私は必要ねえと思うたと思うけど、もっと委員会でもやっるとし、僕は総務文教委員長としてやっるとし。それで、今度は中でというたら、どうしてもやらにやおえんことは、議会で決まったことは従うんじゃけど、ただこの、これまで言うた、それが調査をするんじゃが、執行権、ええんですよ、これは。捜査はできるわけじゃねえ、調査とそこんとこにちょっともう入り乱れていきようから、やり出したらこれは全部出してもろうてしたら、この間は6月で終わりだと思いますと言うた、7月になるかもと言うた、そんなことしたら1年かかってでもできんような、もう弁護士10人もスタッフつけてやらなんたら、これが本当に百条委員会としてやらなければいけない、本当のこと言うたら議会で百条委員会をやるべきじゃったかどうかという論議をもっともっとすべきじゃったと思うんと、それからそれ以前には提案者が言われようときの話のもっと議会のほうと執行部と親身になるというんですかな、話できとったらこういうことにならんかもと思うんです。なったんじゃけ仕方ねえ、たらの話したらおえんのじゃけど。じゃから、これを全部いきようたら、相当数のやらなんたら、ええか悪いかの話になっしもうて、何事一件するのにもやっぱり、山への登り方、右か左か、東西南北、360度回り方あるんじゃけど、どっからやっついこうというんが、全部言い出したら相当長うかかるということを言いたかったんで、重箱の隅をほじくる話じゃねんじゃけど。執行権のことはようわかっとな、そういうことじゃのうて、初めの大前提を言わんとしようだけのこって。皆さんがそりゃ出せ言やええんじゃけど、どこまで出していただけるかということになったら困るんじゃねえかなと、結果委員長が言うとっても出なんだというたら、これ不誠実なとか、そういう話ばあなって、そっちへ今度は話が行っしもうて、この肝心の本末転倒になるんじゃねえかと言いたかったんで、ちょっとそう思うただけです。

○副議長（岡崎達義君） 委員長、よろしい。

○委員長（小田百合子君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 今の意見なんですけど、私も北川委員と同じように何もかも全て先から先から出して、我々能力の限界を超える部分があると思うんですよ、そんな細かい書類まで出されても。ですから、必要に応じて出していただければいいんじゃないですか。まだこれから、今緒についたばかりですから。ですから、最初から全ての書類を出して、それを精査しろというのは、とてもじゃないけどできるもんじゃないから、徐々に徐々に。審査していく中で必要な書類があればそれを徐々に出して行って、順番に審査していくというのが筋じゃないですか。何もかも一遍に出せというのは、これは執行部にとってもちょっと無理な話じゃないかなと思うんです。

○副委員長（佐々木雄司君） はい。

○委員長（小田百合子君） 副委員長。

○副委員長（佐々木雄司君） 今私が言いました事務書類というのは、製作実行委員会というようなものがどういった類のもので、どういうものなのかということ把握するために必要な資料だと思っています。特に、このたびの決議案の中に含まれています調査事項(3)、(4)で見ていただきたいんですが、この一番後ろのところに管理の現状と書いてあります。要するに、ここを私言いたいわけで、調査項目管理の現状で調査項目に入っていますものですから、これはやっぱり事務手続、事務の状況がどうなのかということ全体を把握するためにも全ての書類を取り寄せさせていただいて、その中で一人一人が気になるところを見出していただければいいんじゃないかなというふうに思っておりますけども。そのためにメンバーがいるわけですから。一人一人の視線でその書類をめぐっていただいて、ここが気になる、これはどうなんだということの把握に努めていただけたらいいんじゃないかなと思うんですけども。いかがなんでしょうか。

○委員長（小田百合子君） 次に、原田委員。

○委員（原田素代君） 市長に質問する項目の中の下の2つです、5つのうちの。協賛金、寄附金の管理状況の問題と授受の方法、これがまさに製作実行委員会の事務書類に当たるんですよ。だから、要するに、今回大きいのは製作実行委員会がどういう役割を果たしているのか、その中で市はどういう位置にいるのか、市は何をしたのか、そこだと思うので、中心になる部分は。ですから、当然製作実行委員会の規約だけではなくて、質問するわけですから、協賛金や寄附金はどういう状況になっているのか。ですから、当然ちゃんと根拠となる書類類は提出してもらわないと私たちは審査ができない、そういう意味で必要だと私は思っています。

○委員長（小田百合子君） 資料については、足りなければ幾らでもまた出すように請求をします。とりあえずはこういう形で要求して、どれだけのものを出してくるか、それを確認しましょう。

一から十まで全てを精査するっていう必要もないかもしれませんが、それは1回出てきてからのことにしましょう。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） では、次に進めさせていただきます。

○委員（原田素代君） ごめん、今のはカットなんですか。最終確認で。今言われた製作実行委員会の事務書類は入れるんですね。

○委員長（小田百合子君） 入れます。

○委員（原田素代君） はい、わかりました。

○委員（治徳義明君） 濟いませぬ。それは全てという文言は入れないということですよ。書類を出しなさいという、そういう意味合いでいいですね。全てというになったらまた問題があると思います。

○委員長（小田百合子君） 全て出尽くすのを待ってたら時間がたち過ぎますから、とりあえず、まずはそろそろものを出していただいて、そしてそれに足りない資料は追加請求をすると、それはもう毎月でも次々に請求していいと思うんです。こんなに積んでもらって、処理能力がないって皆さんが思われてるけども、それじゃないんです。出していただいたもので必要なものを次々と使っていくという、そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） それでは、次に進ませていただきます。

最後の4番のその他ですけども、この後、日程調整が大変難しいんです。12月は4日と22だったかな。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。

○委員長（小田百合子君） 4日と22日っております。

例えば、4日の日に市長の事情を聴取するっていうことで、これは進めさせてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） 進めさせていただきます。12月4日にさせていただきます。それまでに皆さん十分この調査項目についての中身を検討しておいてください。

それと、求める資料は全部出るとは限りませんが、なるべくその日に間に合わせるように出していただいて、細かく詰めていくのは恐らく市長そのものにじゃない、執行部に対しての委員会を別に開いてしなければならぬと思いますので、そういう間で1、2、3月も2回ずつやりたいと思います。これは、事務局と副委員長で調整させていただいて、こちらで決めさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） そしたら、正月明けに1回と1月末までに1回とっていうふうに、決まり次第皆様に連絡させていただきます。少なくとも、12月の最後の議運のときにはお知らせできるようにきちんと準備します。

ほかに何かありませんか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 前回、今回の百条に至った経緯について報道関係者の皆さんにもお配りしてますし、ここの委員会で全員一致で合意したこの文章が、まだ議会のほうからの発信ができてないというふうに聞いてるんですが、最低インターネットの掲載ができてないというふうに聞いてるんですが、それは早急にしていく必要があるのではないかと私は思います。本来、そういう目的で、百条が始まる前に市民にきちっと説明をしたいということで確認をした事項ですから。早急にインターネットでのアップをお願いしたいと思います。

○委員長（小田百合子君） 百条委員会に至った経緯をインターネットのほうにアップしてほしいということで、それについて皆さんどう思われますか。

御異議がなければ事務局に頼んでアップしていただけるような準備をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小田百合子君） では、12月4日に市長に参考人として来ていただくように要請をいたします。資料はきょうの結果に基づいて請求いたします。

ほかになければ。

○委員（原田素代君） じゃあ、ちょっと確認。

○委員長（小田百合子君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 具体的に項目は5つできたわけですけど、具体的に市長がここに座られて、どういう形で進めるかという事務的な確認をしたほうがいいんじゃないですか。もう勝手に……。

○委員長（小田百合子君） 皆さん、何か御意見ありますか。

○委員（原田素代君） どういう……。

○委員長（小田百合子君） 委員長、副委員長で次第は決めさせていただきたいと思います。普通の会議と違って口述も次第もほとんどなしでやっていますので。

○委員（北川勝義君） さっきの弁護士がどうのこうのというて、まだ聞いてねえ、後で教えてくれるんかもしれんけど、言うたんと同じで。それから、マスコミとか出されるのも、対応するんも、委員長、副委員長とか、まあ委員長にお任せするというで。佐々木副委員長は前日まででも直すところがあったら直しますよ言うけど、そういうことは一切やらずに委員長、副委員長に任そうじゃねえかと決めたんで、進行のほうもはっきり言って、めいめいがどれをしてくれという話じゃのうて、委員長、副委員長に任せりゃええと思うとんで。そりゃそりゃ

うやり方でやっていただくほうが僕はええんじゃないかと思います。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（小田百合子君） よろしいですか。

○委員（治徳義明君） 済いません。

○委員長（小田百合子君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、決議した5項目を一から、その話はもう議会でもやっていますみたいな、削除みたいなんじゃないしに、一からずっとやっていただけるということでよろしいんですね。委員会ですから。

○委員長（小田百合子君） 委員会としてということですか。

○委員（治徳義明君） いや、じゃないしに、5項目で決議をされたわけですから、今回市長さんにこの決議した5項目についてしゃべっていただかなければいけないんですけども、その話はもう議会でもやっていますからみたいな話で飛ばすような話じゃないしに、一からやっていただけるということでよろしいですか。

○委員長（小田百合子君） もちろんそれも要求しております。

○委員（治徳義明君） そのつもりでよろしいですね。その確認です。

○委員長（小田百合子君） はい、大丈夫です。

それでは、以上をもちまして第3回映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時5分 閉会